

軽減措置の所得判定基準

世帯の合計所得が一定額以下の場合には、均等割を7割、5割又は2割軽減しています。

軽減の適用には、確定申告や住民税申告等で、前年中の所得が確定されていることが必要です（世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者全員の所得により判定）。未申告者がいる場合は、軽減の判定ができません。

7割軽減：43万円+10万円×（給与所得者等の数^{※1}-1）以下

5割軽減：43万円+（被保険者数及び特定同一世帯所属者^{※2}）×29万円
+10万円×（給与所得者等の数^{※1}-1）以下

2割軽減：43万円+（被保険者数及び特定同一世帯所属者^{※2}）×53.5万円
+10万円×（給与所得者等の数^{※1}-1）以下

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける人のこと。一定の給与所得者等が2人以上いる世帯についてのみ、10万円×（給与所得者等の数-1）の金額を加える。

※2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者になったことに伴い国保資格を喪失した人で、引き続き同一世帯に属する人のこと。

子どもの均等割軽減

世帯の国民健康保険の被保険者のうち、18歳以下（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の被保険者に係る均等割額については半額となります。

上記の軽減措置がかかっている世帯については、上記の軽減後さらに半額となります。なお、年税額が賦課限度額に達している世帯は軽減にならない場合があります。

国民健康保険税の算出具体例（年税額） 大人2人・子ども2人の4人家族の場合

・前年中（1月～12月）の所得	夫（43歳）	3,600,000円（自営業）
	妻（38歳）	600,000円（パート）
	子ども（15歳）	0円
	子ども（10歳）	0円

所得割	夫	3,600,000円	- 基礎控除	430,000円	=	3,170,000円
	妻	600,000円	- 基礎控除	430,000円	=	170,000円
			計	3,340,000円		
	医療給付費分	3,340,000円×0.0439 = 146,626円 ①				
均等割	後期高齢者支援分	3,340,000円×0.0261 = 87,174円 ②				
	介護納付金分（夫：43歳のみ）	3,170,000円×0.0242 = 76,714円 ③				
	医療給付費分	19,600円×2人+9,800円×2人 = 58,800円 ④				
年税額	後期高齢者支援分	10,700円×2人+5,350円×2人 = 32,100円 ⑤				
	介護納付金分（夫：43歳のみ）	11,500円×1人 = 11,500円 ⑥				
	合計税額	⑦205,400円 + ⑧119,200円 + ⑨88,200円 = 412,800円				

年間所得額の計算例（令和4年中所得）

給与所得

給与収入金額（A）	給与所得の金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円～	A - 1,950,000円

B=給与収入÷4（千円未満の端数切捨て）

①もしくは②のいずれか、または両方に該当する場合は、所得金額調整控除があります。

①給与収入が850万円を超え、本人、同一生計配偶者、もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合

②給与所得と公的年金等雑所得がある場合でその合計額が10万円を超える場合

公的年金等の雑所得

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1000万円以下の場合

	公的年金等の収入金額（C）	公的年金等の雑所得
65歳未満	～600,000円	0円
	600,001円～1,300,000円	C - 600,000円
	1,300,001円～4,100,000円	C × 0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	C × 0.85 - 685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	C × 0.95 - 1,455,000円
65歳以上	10,000,001円～	C - 1,955,000円
	～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,300,000円	C - 1,100,000円
	3,300,001円～4,100,000円	C × 0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	C × 0.85 - 685,000円
	7,700,001円～10,000,000円	C × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,001円～	C - 1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1000万円超2000万円以下の場合には公的年金等控除額が10万円減少します

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2000万円超の場合には公的年金等控除額が20万円減少します